

通達区分	一般通達
有効期間	5年（令和13年3月31日まで）

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本規第554号
宮本生企第1886号
宮本地第994号
令和7年10月27日
交通部 長

緊急銃猟時の通行の禁止又は制限の措置に伴う交通警察の運用について（通達）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号。以下「改正法」という。）の施行に伴う運用上の留意事項については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正について（通達）」（令和7年8月27日付け宮本生企第1544号ほか）により示されたところであるが、市町村長による通行の禁止又は制限の措置（以下「通行禁止等」という。）（改正法第34条の4第1項）に伴う交通警察における運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達については、生活安全部生活安全企画課及び地域部地域課と調整済みであることを申し添える。

記

1 基本的な考え方

市町村長による通行禁止等は、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害の防止を目的として実施されるところ、この目的を達成するため、銃器等の性能、狩猟に係る知識・経験を有する捕獲者等の助言を踏まえて、通行禁止等の範囲が設定されることとなり、主に警察署生活安全課による助言対応が想定されている。

また、通行禁止等の実施に際しては、通行禁止等されるべき場所を管轄する警察署長に対する事前通報の手続が定められており、道路交通法に基づく交通規制権限を有する警察と緊密な連携を図ることとされている。

通報がなされた場合における交通警察の対応としては、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害を防止する観点（以下「交通管理上の観点」という。）から、必要に応じて、市町村長により実施される通行禁止等エリアの周辺道路における交通規制の実施、迂回路の確保等、所要の対応を実施することが求められている。

緊急銃猟の制度が創設された趣旨を踏まえ、市町村長が設定した通行禁止等の範囲等を最大限尊重しつつ、交通管理上の観点から必要な助言を行うなど、市町村等と連携した対応を図るものとする。

2 運用上の留意事項

(1) 警察署内における連携強化

クマやイノシシ（以下「危険鳥獣」という。）が人の日常生活圏に出没した際、初め対応は警察署生活安全課及び地域課で実施することが考えられる。

緊急銃猟に伴う通行禁止等は、緊急の措置として行われるものであるため、交通管理上の観点に主眼を置いた交通警察の対応を待つことで現場対応が遅延することがあってはならない。

このため、緊急銃猟の検討を開始する段階で警察署交通課に対して速やかに情報共有がなされるよう、警察署内における連携体制を確立するとともに、平時から警察署生活安全課及び地域課と対策を協議し、想定訓練の実施や必要な装備資機材を確認するなど事前準備を行うこと。

(2) 市町村長からの通報

市町村長から警察署長に対する通行禁止等の通報については、法令上その手段方法が定められていないところ、書面、電話等による通報のほか、現地協議を通じた口頭によるもの等でも警察署長に対する通報があったものとみなし対応すること。

(3) 通報を受理した警察署の対応

ア 市町村長により行われる通行禁止等の場所、時間帯、周辺の交通量等を踏まえ、周辺道路における交通規制又は迂回路の確保等の措置の必要性が認められる場合には、速やかに現場臨場の上対応すること。

この場合、交通警察による対応を待つことで現場活動が遅延することのないよう、初動対応中の警察署員と連携するなど臨機応変に対応すること。

イ 市町村長から警察署長に対し通報がなされた場合は、警察署交通課を経由して交通部交通規制課(休日・夜間は交通管制センター当直。以下「交通規制課等」という。)に対し速報することとされているが、警察署交通課以外の課や当直から速報することを妨げない。

また、速報は無線、電話等適宜の方法で行い、現場活動が遅延することのないよう注意すること。

ウ 市町村長が通行禁止等を行おうとする区間が複数の警察署の管内にまたがり、複数の警察署長に対して市町村長からの通報がなされた場合は、交通規制課等で警察署間の調整を図ることから、速報の上、連携し対応すること。

(4) 交通規制課等における対応

ア 警察署からの報告内容について、速やかに生活安全部生活安全企画課(休日・夜間は警察本部総合当直生活安全部門担当者。以下「生活安全企画課等」という。)と共有すること。

イ 警察署からの速報に対し、市町村長による通行禁止等の範囲等を最大限尊重しつつ、交通管理上の観点から必要と認められる場合は、警察署の対応等に助言・指導を行うこととするが、同助言・指導により現場対応が遅延することのないよう留意すること。

ウ 必要に応じて、交通情報板、道路交通情報センターによる情報発信等、広報活動を行うこと。

この場合、交通規制課等で講じた内容について、生活安全企画課等と共有すること。

エ 複数の警察署長に対し通行禁止等の通報があった場合、又は、単一の警察署

に対する通報であっても迂回路等が複数の警察署により対応する必要がある場合は、交通規制課等において、関係警察署間の調整を図ること。

オ 休日・夜間に交通管制センター当直員が報告を受けた場合、警察本部総合当直交通班と連携して対応すること。

(5) 規制解除時の留意事項

ア 事案対応終了の連絡を受けた警察署は、市町村の職員と連携した上で周辺道路における交通規制を解除し、規制解除時間等を交通規制課等に報告すること。

イ 交通規制課等は、警察署からの報告内容を生活安全企画課等と共有すること。

3 その他

(1) 受傷事故防止

交通規制等の実施時は、市町村職員との連携により、道路利用者に対する安全確保のための必要な注意喚起を行うとともに、ヘルメット、盾、クマ撃退スプレー、無線機等の装備資機材を有効活用することにより、受傷事故防止に努めること。

(2) 市町村からの事前相談への対応

事案発生前の平常時において、市町村から、通行禁止等の実施方法等に関する事前相談を受けた場合は、交通管理上の観点から必要な助言等を行うこと。

また、通行禁止等に伴い三角コーンの設置など道路法上の工作物等と見なされる物を道路に配置する場合は、道路管理者の占用許可を受けなければならないこととされているが、事案発生時の迅速な対応を可能とするため、道路管理者とも、通行禁止等の方法等の必要な調整が図られるよう助言すること。

なお、事前相談に際しては、緊急銃猟に伴う安全確保、避難誘導等の実施方法等も含めた対応を調整することが考えられることから、警察署生活安全課及び地域課とも連携の上、対応すること。